

平成24年2月28日

平野博文文部科学大臣 殿

新しい歴史教科書をつくる会  
会長 杉原誠四郎

「南京事件」に関する教科書検定の在り方の改善についての申し入れ書

(1) 当会は平成9年に創立以来、「自虐史観」に蝕まれた歴史教科書の改善に微力を尽くして参りました。平成22年4月21日に、当会のメンバーなどが中心となって執筆した中学校社会歴史的分野の『新しい歴史教科書』(自由社発行)を検定申請し、平成23年3月30日、検定に合格いたしました。ところが、その検定過程について、見逃せない問題点がありますので、この申し入れ書を提出することとしました。

なお、予め申し上げておきますが、当会は教科書検定制度が教科書を一定水準に保つ上で大きな役割を果たしていることを認め、また個々の検定調査官等が専門的な立場から誠実に激務に取り組んでおられることに敬意を表するものであり、検定制度の枠組み自体を否定する見解は少しも有しておりません。

(2) 去る2月20日、名古屋市の河村たかし市長は、市役所を訪問した中国共産党南京市委員会の代表に、「通常の戦闘行為はあったが、南京事件はなかったのではないか」と語り、「歴史に関する討論会をしてもいい。互いに言うべきことを言って仲良くしていきたい」と呼びかけました。河村市長の発言は、現在までに石原慎太郎東京都知事、上田清司埼玉県知事、山田宏創新党党首などが賛意を表明し、名古屋市役所にも多数の支持表明が寄せられています。

いわゆる「南京事件」が、日本を道徳的に貶めるための虚構であったことは、過去10年ほどの学術研究によってもすでに明らかとなっております。ご参考までに、一つの資料として、平成20年5月5日、「南京事件の真実を検証する会」が来日した中国の胡錦涛国家主席に提出した公開質問状を添付いたします。この質問状に中国側が回答できなかったことによって、南京事件の存否論争には決着がついているとも言えるものです。当会が教科書改善に取り組み始めた動機の一つも、「南京事件」に代表される歪んだ教科書記述の是正にありました。

(3) 当会は「南京事件」に関する最近の研究成果を踏まえて、平成22年4月21日提出の申請図書(通称・白表紙本)には、その225ページの注で、次のように記述しました。

【日本軍による南京占領の際に、中国の軍民に多数の死傷者が出たことが、のちに「南京事件」として宣伝されるもとになった。】(A)

この記述のポイントは、「中国の軍民に多数の死傷者が出た」という事実は認めた上で、しかし、そのことが「のちに『南京事件』として宣伝されるもとになった」ことを指摘し、事件は中国側の「宣伝」であったこと、言い換えれば「南京事件」は存在しなかったという立場を述べたところにあります。

ところが、文科省はこの記述に「南京事件について誤解するおそれのある表現である」という検定意見をつけました。その後の検定過程を経て、この注記の文章は最終的には次のように書きかえて合格となりました。

【南京占領の際に、日本軍によって中国の軍民に多数の死傷者が出た(南京事件)。】(B)

しかし、これでは元の記述の趣旨が、読みようによっては正反対に変わってしまったと言えます。

(4) 検定経過は、(a) 著者及び出版社の編集者への検定意見の口頭説明 (b) 出版社側の書き直し案に基づく修正表の提出 (c) 修正表についての文科省側のコメント(著者・編

集者同席) (d)教科書調査官から編集者への呼び出しまたは電話による書き直し指示(数回にわたる) (e)最終修正表の提出、という流れで進行しました。最終修正表はあたかも出版社側が「自主的に」修正したかのような見かけをとっていますが、実際は何度も書き直しを強要された結果です。この検定過程について、今回の「南京事件」の検定事例を素材として、次のような問題点を指摘したいと思います。

第一に、検定意見の理由は、上に見られるように、「          について誤解するおそれのある表現である」などの抽象的な表現が極めて多く、何がどのように「誤解」されるおそれがあるのかは、調査官との面接の場でしかわからないようになってきています。平成20年12月25日付けの教科用図書検定調査審議会の報告「教科書の改善について」では、「検定手続きの透明化」が文書の副題に掲げられているほど重視されており、その観点からも理由を具体的に書いて記録を事後に残すべきです。

第二に、(a)の段階で、調査官は南京で日本軍による虐殺があったとする「南京事件」の存在を前提に書き直すよう指示しました。その根拠は「学界の通説」がそうになっているというものです。しかし、10年、20年前ならいざ知らず、前述の通りこの10年ほどの間に、十指を越える研究書が刊行され、研究状況は大きく進展しています。そうした明確な研究成果を基にして行っている著者側の見解を一方向的に否定し、どれが「学界の通説」であるかを判断する権利を文科省が独占するような修正要求は、真理の探究の論理に反するものです。

第三に、出版社側は、(b)の段階で、「南京事件」はなかったという著者の立場を貫くため、「南京事件」についての記述をすべて削除する修正案を提出しました。ところが、これについても調査官は難色を示し、のちに(d)の段階で、次の原文のセンテンスの後半に当たる下線部を削除した上で南京事件についての注記を復活するように編集者に要求してきました。

【日本軍による南京占領の際に、中国の軍民に多数の死傷者が出たことが、のちに「南京事件」として宣伝されるもとになった。】

下線部を削除すれば、次のような文章になります。

【日本軍による南京占領の際に、中国の軍民に多数の死傷者が出た。】(C)

これによって、先に指摘した通り、意味が正反対になるように読める記述となりました。こうした重大な修正要求がなされるからには、教科用図書検定規則第9条により検定意見伝達の直後から20日以内に著者側に与えられている「意見申立書」の提出権を、検定過程においても著者側に認めるなどの改善がなされなければ、バランスが取れません。

第四に、(C)の記述について、さらに追加して、編集者に電話で、「南京事件」という言葉を入れよ、「中国の軍民に多数の死傷者が出た」の直前に「日本軍によって」という行為主体を明示する語句を入れよ(関連して、冒頭の「南京占領の際に」の前の「日本軍による」は削除せよ)という指示が次々と伝えられました。編集者に対するこのような小刻みの指示は、いささか恣意的な手続きに傾いているとの印象をまめかれません。

第五に、教科書検定基準の中のいわゆる「近隣諸国条項」は、今回の検定で直接の根拠としては使われておりませんが、上記のような検定の実態の背景には、実質的にこの条項があると考えざるを得ません。この際、学術的成果に基づく正当な記述を歪める根拠となっている「近隣諸国条項」の撤廃を強く要望します。

以上、五点にわたって、具体的な事例をもとに、教科書検定制度の運用の実態について問題点を指摘いたしました。よろしくご検討下さいませよう、お願い申し上げます。

(以上)